



# 佐賀県公報

平成19年  
10月17日  
(水曜日)  
第 12970号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (五五三・障害福祉課) 一
- 道路の区域の変更 (五五四・道路課) 一
- 道路の供用開始 (五五五・ ) 一

## 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (県民協働課) 二
- 平成十九年度佐賀県准看護師試験の実施 (医 務 課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (まちづくり推進課) 四
- " " ( ) 四
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 四

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第五百五十三号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)を次のとおり指定した。

平成十九年十月十七日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 自立支援医療の種類 育成医療及び更生医療
- 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
有限会社鳥栖三養基 薬剤師会会営薬局	三養基郡みやき町大字原古賀七〇一九番地一一	平成一九年 一〇月一日
古賀薬局	三養基郡みやき町大字原古賀三九四番地二	"

アイ薬局

佐賀市開成六丁目一三番地九

"

### ◎佐賀県告示第五百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十九年十月十七日から平成十九年十一月十六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十七日

佐賀県知事 古 川 康

道路の種類及び路線名	道 路 の 区 域		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	前	後			
県道 山崎町切線	唐津市相知町田頭字大平二六九番一地从先から唐津市相知町田頭字牧ノ内四一六番地先まで	唐津市相知町田頭字大平二六九番一地从先から唐津市相知町田頭字牧ノ内四一六番地先まで	後	二二三・三	一一〇・〇
	唐津市相知町田頭字大平二六九番一地从先から唐津市相知町田頭字牧ノ内四一六番地先まで	唐津市相知町田頭字大平二六九番一地从先から唐津市相知町田頭字牧ノ内四一六番地先まで	前	一三三・九	一〇二・六
				六・三	一〇二・六

### ◎佐賀県告示第五百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十九年十月十七日から平成十九年十一月十

六日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十月十七日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 山崎町切線	唐津市相知町田頭字大平二六九番一地从先から 唐津市相知町田頭字牧ノ内四一六番地先まで	平成一九・一〇・二二

## ○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成19年12月3日までさが元氣ひろば（県民総合相談・情報提供窓口）において縦覧に供する。

平成19年10月17日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日  
平成19年10月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人さが環境推進センター

(2) 代表者の氏名 三原 宏樹

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号アイ・スクエアビル3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、持続可能な社会を実現するために、地域社会の人々に対して、環境問題についての啓発を進め、資源の有効利用・廃棄物の発生を抑

制・再生資源の利用を促進する循環型社会形成のための事業を行い、環境の維持・保全につながる環境改善活動の推進に寄与することを目的とする。

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成19年度佐賀県准看護師試験を次のとおり行います。

平成19年10月17日

佐賀県知事 古川 康

1 試験日時

(1) 実施日 平成20年2月15日（金）

(2) 試験時間 13時30分から16時まで

2 試験場所 はがくれ荘（佐賀市天神二丁目1番36号）

3 試験科目

人体の仕組みと働き 食生活と栄養 薬物と看護 疾病の成り立ち 感染と予防 看護と倫理 患者の心理 保健医療福祉の仕組み 看護と法律 基礎看護 成人看護 老年看護 母子看護 精神看護

4 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成20年3月までに修業する見込みの者を含む。）

(2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成20年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

(3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成20年3月までに修業する見込みの者を含む。）

(4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成20年3月までに卒業する見込みの者を含む。）

(5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められた

<p>の</p> <p>(6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの(5)に該当するものを除く。)</p> <p>5 試験方法 四肢択一方式による筆記試験</p> <p>6 受験願書の受付期間 平成20年1月4日(金)から1月11日(金)まで なお、郵送の場合は、1月11日付けの消印のあるものまで受け付けます。</p> <p>7 受験願書の提出先 郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県健康福祉本部医務課看護担当</p> <p>8 試験手数料及び納入方法 試験手数料として、6,900円の佐賀県収入証紙を受験願書の所定の位置にはり付けてください。</p> <p>佐賀県収入証紙の購入が困難な場合は、定額小為替証書(受取人は指定しないこと)を添付してください。(定額小為替証書は、ゆうちょ銀行及びゆうちょ銀行から銀行業務を委託された郵便局で入手可)</p> <p>また、郵便により受験願書を提出する場合は、書留としてください。</p> <p>なお、受験願書受理後は、既納の手料金は返還しません。</p> <p>9 提出書類</p> <p>(1) 受験願書</p> <p>(2) 修業又は卒業証明書(平成20年3月までに修業又は卒業する見込みの者は、修業見込み証明書又は卒業見込み証明書)</p> <p>(3) 写真(出願前6か月以内に撮影した脱帽、正面及び上半身の写真で縦6センチメートル、横4センチメートルのものを受験願書の所定の欄にはりつけてください。)</p>	<p>10 受験票の交付 受験者に対する受験票の交付は、原則として各准看護師学校養成所あてに一括送付することによって行います。 個人受け付けは、個人宛に郵送します。</p> <p>11 合格発表 平成20年3月12日(水)午前10時 県庁玄関前に掲示するとともに佐賀県庁ホームページ <a href="http://www.pref.sagala.jp">http://www.pref.sagala.jp</a>にて掲載します。 合格者には、合格証書を交付します。</p> <p>12 受験者の開示請求 佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)第20条の規定に基づき開示請求の特例(簡易開示)に係る事務取扱要領により開示します。</p> <p>(1) 開示を行う期間 合格発表の日から1か月間 平成20年3月12日(水)から4月11日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)</p> <p>(2) 開示を行う場所 佐賀県健康福祉本部医務課</p> <p>(3) 開示を行う内容 総合得点</p> <p>(4) 開示請求の受付 受験票等にて本人であることを確認</p> <p>(5) 開示の方法 閲覧</p> <p>13 その他</p> <p>(1) 受験願書等用紙は、佐賀県健康福祉本部医務課看護担当あてに請求してください。</p> <p>なお、郵便で請求する場合は願書等を送付する返信用封筒(A4サイズにあて先を明記し、120円切手をはったもの)を同封してください。</p> <p>(2) 受験願書提出の際、郵便により提出する場合は、受験票を送付する返信用封筒(定形サイズにあて先を明記し、290円切手をはったもの)を同封してください。</p> <p>一括申込みの場合は、返信用封筒にあて名を明記し、受験票の郵送に必</p>
--	---

要な額の切手(配達記録郵便料金を含む。)をはりつけてください。

- (3) 修業見込み証明書又は卒業見込み証明書を提出した者は、平成20年3月7日(金)までに修業証明書又は卒業証明書を提出してください。(学校毎に受験者を連名で証明することも可)
- (4) 当日は筆記用具、受験票を携行し、入室開始時刻12時30分から13時までに試験会場に入室してください。(会場での飲食及び喫煙は不可)
- (5) 受験手続等問い合わせ先

佐賀県健康福祉本部医務課看護担当

電話 代表 0952-24-2111 (内線1818)

直通 0952-25-7072

E-mail immu@pref.saga.lg.jp

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年10月17日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
神崎市神崎町本告牟田字八本松734番1から734番6まで、735番9、735番13、736番1の一部、737番1、737番2の一部、737番3の一部、737番4から737番7まで、738番1、767番1及び768番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
新潟県新潟市清水4501番地1  
株式会社コメリ

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年10月17日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
西松浦郡有田町上本字上舞原乙468番1から468番3まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
滋賀県彦根市彦富町1542  
タカタ株式会社

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年10月17日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
15	嬉野市嬉野町大字下宿字二本松甲300番3	平成19年10月1日	6.10	40.30

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

